

令和6年6月26日

**「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を  
改正する件（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について**

環境省水・大気環境局  
海洋環境課

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示案について、令和6年5月1日（水）から同年5月31日（金）にかけて意見の募集（パブリックコメント）を行い、その結果を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

環境省水・大気環境局海洋環境課  
TEL 03-3581-3351（内 6966）  
Email KAIYOU02@env.go.jp

(別紙)

	御意見の要旨	御意見に対する回答
1	<p>「アクリル酸エチレン及び酢酸ビニルの重合体」とありますが、「アクリル酸エチレン」とはどのような単量体なのでしょうか。</p>	<p>国際バルクケミカルコード(IBC コード)において、“Ethylene-vinyl acetate copolymer (emulsion)”とされているものについて、海洋汚染等防止法施行令では「エチレン及び酢酸ビニルの共重合体」としています。今回、国際海事機関海洋環境保護委員会(MEPC)で承認を受けた物質は“Acrylated ethylene vinyl acetate polymer in ethylhexanol and diethylene glycol”であることから、従前の用例も踏まえ、「アクリル酸エチレン及び酢酸ビニルの重合体のエチルヘキサノール及びジエチレングリコール溶液」としており、エチレン及び酢酸ビニルの重合体にアクリル酸が重合または結合したものを想定しています。</p>